

第1 本通達の趣旨

第2 役員に関する登記の申請書の添付書面に関する改正

- 1 株式会社の登記における改正
 - (1) 取締役、監査役又は執行役の就任を承諾したことを証する書面に関する改正（規則第61条第5項及び第103条第3項関係）
 - ア 改正の内容
 - イ 本人確認証明書
 - ウ 設立の登記又は取締役（監査役若しくは執行役の就任による変更の登記）の手続
 - エ 就任承諾書に代わるべき情報を送信する場合の取扱い
 - (2) 代表取締役等が辞任したことを証する書面に関する改正（規則第61条第6項関係）
 - ア 改正の内容
 - イ 代表取締役等の辞任による変更の登記の手続
 - ウ 代表取締役等が外国人である場合の辞任届の取扱い
- 2 会社以外の法人の登記における改正
 - (1) 役員の就任承諾書に関する改正（規則第61条第5項及び第103条第3項の規定の準用関係）
 - ア 一般社団法人又は一般財団法人
 - イ 投資法人
 - ウ 特定目的会社
 - (2) 会社以外の法人の代表者の辞任届に関する改正（規則第61条第6項の規定の準用関係）
 - ア 市区町村長作成の印鑑の証明書を要する場合等
 - （ア）一般社団法人又は一般財団法人
 - （イ）投資法人
 - （ウ）特定目的会社
 - （エ）各種法人
 - イ 代表者の辞任による変更の登記の手続等

第3 役員等の氏の記録に関する改正

- 1 株式会社の登記における改正（規則第81条の2関係）
 - (1) 婚姻前の氏の記録の申出をすることができる場合
 - (2) 婚姻前の氏の記録の申出の方法等
 - (3) 登記記録に婚姻前の氏が記録されている者による印鑑の提出
 - (4) 婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者の電子証明書の取扱い
 - ア 電子証明書の発行申請
 - イ 既に発行を受けている電子証明書の取扱い
- 2 持分会社の登記における改正（規則第88条の2関係）
 - (1) 婚姻前の氏の記録の申出をすることができる場合
 - (2) 申出に関する取扱い等
- 3 法人等の登記における改正（規則第81条の2の規定の準用関係）
 - (1) 婚姻前の氏の記録の申出をすることができる場合
 - ア 一般社団法人又は一般財団法人
 - イ 投資法人
 - ウ 特定目的会社
 - エ 各種法人
 - オ 投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合

- カ 限定責任信託の登記
(2) 申出に関する取扱い等

第4 経過措置

- 1 施行日までにされた登記の申請に関する経過措置
- 2 現に登記されている役員等の氏の記録に関する経過措置
 - (1) 会社の役員等又は社員等
 - (2) 会社以外の法人の役員等
 - (3) 投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合の組合員等

法務省民商第18号
平成27年2月20日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う 商業・法人登記事務の取扱いについて (通達)

商業登記規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第5号。以下「改正省令」という。)が本年2月3日に公布され、同月27日から施行されることとなりましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「規則」とあるのは、改正後の商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)をいい、引用する条文は、全て改正後のものです。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、改正省令の施行に伴い、株式会社の役員に関する登記の申請書の添付書面に
関する改正（規則第61条第5項、第6項及び第103条第3項）及びこれらの規定の準
用による法人登記についての改正（後記第2）、会社の役員等又は社員等の氏の記録に
関する改正（規則第81条の2、第88条の2等）及び規則第81条の2の規定の準用によ
る法人登記等についての改正（後記第3）並びに経過措置（後記第4）について、事務処理
上の留意事項を明らかにしたものである。

第2 役員に関する登記の申請書の添付書面に関する改正

1 株式会社の登記における改正

- (1) 取締役、監査役又は執行役の就任を承諾したことを証する書面に関する改正
（規則第61条第5項及び第103条第3項関係）

ア 改正の内容

株式会社の設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）
による変更の登記の申請書には、規則第61条第2項若しくは第3項の規定又は同条
第4項の規定により、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役
又は執行役（以下「取締役等」という。）の印鑑につき市区町村長作成の証明書が添
付されている場合を除き、当該取締役等が就任を承諾したことを証する書面（以下「就
任承諾書」という。）に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されてい
る市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違が
ない旨を記載した謄本を含む。以下「本人確認証明書」という。）を添付しなければ
ならないとされた（規則第61条第5項）。

イ 本人確認証明書

取締役等の本人確認証明書としては、例えば、住民票の写し若しくは住民票記載事
項証明書、戸籍の附票の写し又は外国に居住する取締役等の氏名及び住所が記載され
ている日本国領事が作成した証明書のほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）
第92条第1項に規定する運転免許証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平
成11年自治省令第35号）別記様式第二の様式によるものに限る。）、出入国管理及
び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日
本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
（平成3年法律第71号）第7条に規定する特別永住者証明書又は道路交通法第10
4条の4に規定する運転経歴証明書の謄本であって、当該取締役等が原本と相違がな
い旨を記載し、署名又は記名押印したものも、これに該当する。

当該取締役等が外国に居住する者であるときは、外国官憲の作成に係る当該取締役
等の氏名及び住所が記載された証明書（宣誓供述証明書を含む。）のほか、外国官憲
の発行に係る身分証明書等（住所の記載があるものに限る。）の謄本で、当該取締役
等が原本と相違がない旨を記載し、署名又は記名押印したものが本人確認証明書に該
当する。

なお、運転免許証等、裏面に変更履歴等が記載される証明書の謄本については、裏
面も複写されたものでなければならない。

また、外国語で作成された証明書については、日本語による訳文の添付を要する。

ウ 設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任による変更の登記の手続

アの改正により、株式会社の設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任
（再任を除く。）の登記の申請書には、取締役等が就任承諾書（当該取締役等が代表

取締役又は代表執行役に就任した場合におけるその就任承諾書を含む。)又は代表取締役若しくは代表執行役の選定を証する書面(株主総会議事録、互選書等)に押印した印鑑につき市区町村長作成の証明書が添付されている場合を除き、当該取締役等の本人確認証明書を添付しなければならないこととなる。

なお、合併又は組織変更による設立の登記の場合には、規則第61条第2項又は第3項の規定の適用が除外されているため、当該登記の申請書には、全ての設立時取締役、設立時監査役又は設立時執行役の本人確認証明書を添付しなければならない。

したがって、これらの証明書がいずれも添付されないときは、当該申請を受理することができない(商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「法」という。)第24条第8号)。

また、取締役等の本人確認証明書の添付を要する登記の申請をする場合において、株主総会の席上で選任された取締役等が就任を承諾した旨が記載されるとともに、当該取締役等の氏名及び住所が記載されている株主総会議事録が添付されているときは、これを当該取締役等の就任承諾書に代わるものとして取り扱うことができるが、当該議事録に就任を承諾した取締役等の住所の記載がない場合には、別途、当該取締役等の就任承諾書(当該取締役等がその住所を記載し、記名押印したもの)が添付されない限り、当該申請を受理することができない。

エ 就任承諾書に代わるべき情報を送信する場合の取扱い

規則第101条第1項第1号の規定による方法(以下「オンライン申請」という。)により株式会社の設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任による変更の登記の申請をする場合において、規則第102条第2項の添付書面情報として、取締役等の就任承諾書に代わるべき情報を送信するとともに、同条第3項第2号又は第3号に掲げるいずれかの電子証明書を送信したときは、当該取締役等の本人確認証明書の添付を要しないとされた(規則第103条第3項)。

【参考】 規則第102条第3項2号・3号

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項の規定により作成された電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)その他の電子証明書であって、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

(2) 代表取締役等が辞任したことを証する書面に関する改正

(規則第61条第6項関係)

ア 改正の内容

代表取締役若しくは代表執行役又は代表取締役である取締役若しくは代表執行役である執行役(以下「代表取締役等」という。)であって、規則第9条第1項の印鑑(以下「登記所届出印」という。)の提出をしている者(以下「印鑑提出者」という。)の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任したことを証する書面(以下「辞任届」という。)に押印した印鑑と登記所届出印とが同一である場合を除き、当該印鑑につき市区町村長作成の証明書を添付しなければならないとされた(規則第61条第6項)。

イ 代表取締役等の辞任による変更の登記の手続

アの改正により、印鑑提出者である代表取締役等の辞任による変更の登記の申請書に当該代表取締役等が辞任届に押印した印鑑についての市区町村長作成の証明書が添付されておらず、かつ、当該辞任届に登記所届出印の押印がされていない場合には、当該申請を受理することができない(法第24条第8号)。

ただし、登記の申請人が、上記証明書の添付が不可能又は著しく困難であるとして、例えば、代表取締役等の辞任届は受領したものの、上記証明書を受領する前に当該代

表取締役が死亡した旨又は行方不明となった旨を記載した上申書とともに、当該代表取締役等の死亡診断書、戸籍事項証明書又は警察署が発行した失踪届受理証明書等を提出した場合には、上記の市区町村長作成の証明書が申請書に添付されていないときでも、当該申請を受理して差し支えない。

ウ 代表取締役等が外国人である場合の辞任届の取扱い

印鑑提出者である代表取締役等が外国人である場合において、当該代表取締役等の辞任による変更の登記の申請書に当該代表取締役等が署名のみをした（登記所届出印の押印がない）辞任届が添付されているときであっても、当該署名が当該代表取締役等本人のものであることについての本国官憲の作成した証明書の添付がある場合には、当該申請を受理して差し支えない。

2 会社以外の法人の登記における改正

(1) 役員の就任承諾書に関する改正

（規則第61条第5項及び第103条第3項の規定の準用関係）

ア 一般社団法人又は一般財団法人

一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記又は理事、監事若しくは評議員の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）第3条において準用する規則第61条第2項若しくは第3項の規定又は同条第4項の規定により、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員（以下「理事等」という。）の印鑑につき市区町村長作成の証明書が添付されている場合を除き、当該理事等の本人確認証明書を添付しなければならないとされた（一般社団法人等登記規則第3条において準用する規則第61条第5項）。

なお、理事等の本人確認証明書の具体例は、1（1）イと同様であり、設立の登記又は理事、監事若しくは評議員の就任による変更の登記の手続については、1（1）ウと同様である。

また、上記の登記のオンライン申請をする場合において、理事等の就任承諾書に代わるべき情報を送信するとともに、当該理事等の電子証明書を送信したときの取扱いについては、1（1）エと同様である（一般社団法人等登記規則第3条において準用する規則第103条第3項）。

イ 投資法人

投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項）の設立の登記又は執行役員若しくは監督役員の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）第3条において準用する規則第61条第2項の規定又は同条第4項の規定により、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員又は監督役員（以下「執行役員等」という。）の印鑑につき市区町村長作成の証明書が添付されている場合を除き、当該執行役員等の本人確認証明書を添付しなければならないとされた（投資法人登記規則第3条において準用する規則第61条第5項）。

なお、執行役員等の本人確認証明書の具体例は、1（1）イと同様であり、設立の登記又は執行役員若しくは監督役員の就任による変更の登記の手続については、1（1）ウと同様である。

また、上記の登記のオンライン申請をする場合において、執行役員等の就任承諾書に代わるべき情報を送信するとともに、当該執行役員等の電子証明書を送信したときの取扱いについては、1（1）エと同様である（投資法人登記規則第3条において準用する規則第103条第3項）。

ウ 特定目的会社

特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項）の設立の登記又は取締役若しくは監査役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、特定目的会社登記規則（平成10年法務省令第37号）第3条に

において準用する規則第61条第2項の規定又は同条第4項の規定により、設立時取締役、設立時監査役、取締役又は監査役（以下「特定目的会社取締役等」という。）の印鑑につき、市区町村長作成の証明書が添付されている場合を除き、当該特定目的会社取締役等の本人確認証明書を添付しなければならないとされた（特定目的会社登記規則第3条において準用する規則第61条第5項）。

なお、特定目的会社取締役等の本人確認証明書の具体例については、1（1）イと同様であり、設立の登記又は取締役若しくは監査役の就任による変更の登記の手続については、1（1）ウと同様である。

また、上記の登記のオンライン申請をする場合において、特定目的会社取締役等の就任承諾書に代わるべき情報を送信するとともに、当該特定目的会社取締役等の電子証明書を送信したときの取扱いについては、1（1）エと同様である（特定目的会社登記規則第3条において準用する規則第103条第3項）。

（2）会社以外の法人の代表者の辞任届に関する改正

（規則第61条第6項の規定の準用関係）

ア 市区町村長作成の印鑑の証明書を要する場合等

（ア）一般社団法人又は一般財団法人

代表理事又は代表理事である理事（以下「代表理事等」という。）であって印鑑提出者であるものの辞任による変更の登記の申請書には、当該代表理事等が辞任届に押印した印鑑と登記所届出印とが同一である場合を除き、当該印鑑につき市区町村長作成の証明書を添付しなければならないとされた（一般社団法人等登記規則第3条において準用する規則第61条第6項）。

（イ）投資法人

執行役員であって印鑑提出者であるものの辞任による変更の登記の申請書には、当該執行役員が辞任届に押印した印鑑と登記所届出印とが同一である場合を除き、当該印鑑につき市区町村長作成の証明書を添付しなければならないとされた（投資法人登記規則第3条において準用する規則第61条第6項）。

（ウ）特定目的会社

代表取締役又は取締役であって印鑑提出者であるものの辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役又は取締役が辞任届に押印した印鑑と登記所届出印とが同一である場合を除き、当該印鑑につき市区町村長作成の証明書を添付しなければならないとされた（特定目的会社登記規則第3条において準用する規則第61条第6項）。

（エ）各種法人

会社、一般社団法人及び一般財団法人、投資法人並びに特定目的会社を除くその他の法人（以下「各種法人」という。）の代表者であって印鑑提出者であるものの辞任による変更の登記の申請書には、当該代表者が辞任届に押印した印鑑と登記所届出印とが同一である場合を除き、当該印鑑につき市区町村長作成の証明書を添付しなければならないとされた（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条において準用する規則第61条第6項）。

イ 代表者の辞任による変更の登記の手続等

アの改正による会社以外の法人の代表者の辞任による変更の登記の取扱いについては、1（2）イと同様であり、代表者が外国人である場合の辞任届の取扱いについては、1（2）ウと同様である。

第3 役員等の氏の記録に関する改正

1 株式会社の登記における改正（規則第81条の2関係）

（1）婚姻前の氏の記録の申出をすることができる場合

株式会社について、その設立の登記、清算人の登記、役員（取締役、監査役、執行役、

会計参与又は会計監査人をいう。以下同じ。)の就任による変更の登記、清算人の就任による変更の登記又は役員若しくは清算人の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた役員又は清算人(以下「役員等」という。)であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏(当該記録すべき氏と同一であるときを除く。)をも記録するよう申し出ることができることとされた(規則第81条の2第1項)。

(2) 婚姻前の氏の記録の申出の方法等

ア 婚姻前の氏の記録の申出は、(1)に掲げた各登記の申請をする者が登記の申請書に婚姻前の氏を記録すべき役員等の氏名及びその婚姻前の氏を記載するとともに、当該婚姻前の氏についての証明書を添付してしなければならないとされた(規則第81条の2第2項)。

婚姻前の氏についての証明書に該当するものとしては、婚姻に関する事項の記載がある戸籍謄本又は戸籍事項証明書のほか、婚姻により氏が改められた旨及び婚姻前の氏の記載がされている住民票の写し又は住民票記載事項証明書がある。

なお、婚姻前の氏を記録すべき役員等が代表取締役、代表執行役又は代表清算人である場合には、登記の申請書にその旨をも記載するよう求めるものとする。

イ アの申出がされた場合には、登記官は、アの申請に係る登記をするときに、婚姻前の氏を記録すべき役員等の氏名とともに、その申出に係る婚姻前の氏を登記記録に記録するものとされた(規則第81条の2第3項)。

この場合にする婚姻前の氏の記録については、当該役員等の氏名に続けて、括弧書きでその婚姻前の氏及びその名をも記録するものとし、婚姻前の氏をも記録すべき役員等が代表取締役、代表執行役又は代表清算人であるときは、当該代表取締役、代表執行役又は代表清算人の氏名についても、続けて、括弧書きでその婚姻前の氏及びその名をも記録するものとする(別紙記録例1参照)。

ウ 登記記録に婚姻前の氏をも記録された役員等について、その再任による変更の登記又はその氏の変更の登記の申請があった場合には、当該登記の申請人から、当該婚姻前の氏の記録を希望しない旨の申出がされたとき又は当該婚姻前の氏と登記簿に記録すべき役員等の氏とが同一であるときに限り、当該婚姻前の氏を記録しないものとする(規則第81条の2第4項)。

したがって、登記記録に婚姻前の氏をも記録された役員等の再任による変更の登記又はその氏の変更の登記をする場合には、当該登記の申請人から引き続き当該婚姻前の氏の記録を希望する旨の申出がなくても、当該婚姻前の氏と登記簿に記録すべき役員等の氏とが同一であるときを除き、イの方法により、当該役員等の氏名とともに当該婚姻前の氏及びその名をも記録しなければならない。

(3) 登記記録に婚姻前の氏が記録されている者による印鑑の提出

ア (2)アの申出に係る役員等又は登記記録に婚姻前の氏をも記録された者が法第20条の規定によりその印鑑を登記所に提出すべき者(以下「婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者」という。)であるときは、印鑑届書(登記所届出印を明らかにした書面)の印鑑届出事項欄に、氏名に続けて括弧書きでその婚姻前の氏及び名をも記載するよう求めるものとする。

イ 婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者から規則第9条第7項の規定による印鑑の廃上の届出、規則第9条の4第1項の規定による印鑑カードの交付請求又は規則第9条の5第3項の規定による印鑑カードの廃止の届出がされた場合も、アと同様の取扱いをするものとする。

(4) 婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者の電子証明書の取扱い

ア 電子証明書の発行申請

婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者が電子証明書の発行請求をするに当たり、規則第33条の6第1項の磁気ディスク(以下「申請磁気ディスク」という。)に、氏名に続けて括弧書きで婚姻前の氏及び名を記録し、同項の申請書の印鑑届出事項欄に、氏名に続けて括弧書きで当該婚姻前の氏及び名を記載して提出した場合には、当該請

求が相当でないときを除き、登記官は、規則第33条の7第1項の規定に基づき電子認証登記所に通知する事項に当該婚姻前の氏及び名を含めるものとする。この場合において、婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者は、申請磁気ディスクに、氏名の表音をローマ字その他の符号で表示したものだけでなく、当該婚姻前の氏及び名の表音をローマ字その他の符号で表示したものも括弧若しくはスペース等で区分して記録し、又は当該婚姻前の氏及び名の表音をローマ字その他の符号で表示したもののみを記録して、登記所に提出することができる。

イ 既に発行を受けている電子証明書の取扱い

電子証明書の発行を受けている印鑑提出者につき、当該電子証明書の証明期間中に（2）アの申出を同時にする重任の登記の申請がされた場合には、当該代表者等が残りの証明期間につき当該電子証明書の使用を希望しないとして法第12条の2第7項の規定による届出（電子証明書の使用の廃上の届出）をしたときに限り、電子認証登記所への通知（規則第33条の10第4項）をするものとする。

アの申請により婚姻前の氏をも記録された電子証明書の発行を受けている会社の代表者等につき、（2）ウの申出を同時にする重任の登記の申請がされた場合も、同様とする。

2 持分会社の登記における改正（規則第88条の2関係）

（1）婚姻前の氏の記録の申出をすることができる場合

合名会社について、その設立の登記、清算人の登記、社員の加入による変更の登記、清算人の就任による変更の登記、合名会社を代表する社員若しくは清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該社員若しくは当該清算人の職務執行者の変更（就任による変更を含む。）の登記又は社員、清算人若しくは職務執行者（以下「社員等」という。）の氏の変更の登記を申請する者は、婚姻により氏を改めた社員等であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録するよう申し出ることができるとされ、合資会社又は合同会社についても、同様の申出をすることができるとされた（規則第88条の2、第90条、第92条）。ただし、合同会社については、上記の登記の申請をする者のほか、業務執行権の付与による変更の登記の申請をする者も、同様の申出をすることができるとされた（規則第92条）。

（2）申出に関する取扱い等

婚姻により氏を改めた社員等の婚姻前の氏の記録の申出の方法等については、1（2）と同様である（ただし、婚姻前の氏の記録については別紙記載例2参照。）

また、当該申出に係る社員等又は既に当該申出に係る記録がされている社員等による印鑑提出に関する取扱いについては1（3）と、婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者の電子証明書の取扱いについては1（4）と同様である。

3 法人等の登記における改正（規則第81条の2の規定の準用関係）

（1）婚姻前の氏の記録の申出をすることができる場合

ア 一般社団法人又は一般財団法人

設立の登記、理事、監事、評議員若しくは会計監査人の就任による変更の登記、清算人の登記又は理事、監事、評議員、会計監査人若しくは清算人（以下「一般法人役員等」という。）の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた一般法人役員等であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録するよう申し出ることができるとされた（一般社団法人等登記規則第3条において準用する規則第81条の2）。

イ 投資法人

投資法人の設立の登記、執行役員若しくは監督役員の就任による変更の登記、清算監督人の登記又は執行役員、監督役員、会計参与、会計監査人、清算執行人若しくは清算監督人（以下「執行役員等」という。）の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた執行役員等であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録できるよう申し出ることができるとされた（投資法人登記規則第3条において準用する規則第81条の2）。

ウ 特定目的会社

特定目的会社の設立の登記、取締役、監査役、会計参与又は会計監査人の就任による変更の登記、清算人の登記又は取締役、監査役、会計参与、会計監査人若しくは清算人（以下「特定目的会社役員等」という。）の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた特定目的会社役員等であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録できるよう申し出ることができるとされた（特定目的会社登記規則第3条において準用する規則第81条の2）。

エ 各種法人

会社、一般社団法人及び一般財団法人、投資法人並びに特定目的会社を除くその他の法人（以下「各種法人」という。）の設立の登記、各種法人役員等（各種法人等登記簿の役員区に記録される理事、社員、清算人等をいう。以下同じ。）の就任による変更の登記、清算人の登記又は各種法人役員等の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた各種法人役員等であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録できるよう申し出ることができるとされた（各種法人等登記規則第5条において準用する規則第81条の2）。

オ 投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合

投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項）の登記について、投資事業有限責任組合契約の効力の発生の登記、無限責任組合員の加入による変更の登記、清算人の登記又は無限責任組合員若しくは清算人の氏の変更の登記を申請する者は、無限責任組合員又は清算人であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録できるよう申し出ることができるとされた。また、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条）の登記について、有限責任事業組合契約の効力の発生の登記、組合員の加入の登記、清算人の登記又は組合員若しくは清算人（有限責任事業組合の組合員又は清算人が法人であるときはその職務執行者）の登記を申請する者は、組合員又は清算人であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録できるよう申し出ることができるとされた（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成10年法務省令第47号）第8条において準用する規則第81条の2）。

カ 限定責任信託の登記

限定責任信託（信託法（平成18年法律第108号）第2条12項）の登記について、限定責任信託の定めめの登記、新受託者、会計監査人若しくは清算受託者の就任の登記又は受託者、会計監査人若しくは清算受託者の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた受託者、会計監査人又は清算受託者であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、その婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録できるよう申し出ることができるとされた（限定責任信託登記規則（平成19年法務省令第46号）第8条において準用する規則第81条の2）。

(2) 申出に関する取扱い等

(1)の婚姻前の氏の記録の申出の方法等については、1(2)と同様であり、当該申出に係る一般法人役員等、執行役員等、特定目的会社役員等、各種法人役員等、(1)

オの無限責任組合員、組合員若しくは清算人、若しくは（１）カの受託者若しくは清算受託者又は既に当該申出に係る記録がされている者による印鑑提出に関する取扱いについては１（３）と、婚姻前の氏の記録のある印鑑提出者の電子証明書の取扱いについては１（４）と同様である。

第４ 経過措置

１ 施行日までにされた登記の申請に関する経過措置

改正省令の施行前にした登記の申請については、規則第６１条第５項又は第６項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によるとされた（改正省令附則第２項）。

したがって、改正省令の施行前にされた第２の１（１）ア、２（１）アからウまでの登記の申請書には、本人確認証明書を添付する必要はなく、また、印鑑提出者である代表者の辞任届についても、従前の取扱いをすることとなる。

２ 現に登記されている役員等の氏の記録に関する経過措置

（１）会社の役員等又は社員等

株式会社又は持分会社の代表者（印鑑提出者に限る。）は、改正省令の施行日から起算して６月内に限り、本店を管轄する登記所に、改正省令の施行の際現に登記されている役員等又は社員等で婚姻前の氏を記録すべき者の資格及び氏名を記載した書面に、その婚姻前の氏を証する書面を添付して、当該婚姻前の氏をも記録できるよう申し出ることができる（改正省令附則第３項）。

この申出に応じてする婚姻前の氏の記録は、第３の１（２）イの方法によってするものとする。ただし、原因年月日欄については「平成２７年法務省令第５号附則第３項の規定に基づく氏変更申出」と、登記年月日欄については、「平成２７年〇月〇日登記」と記録する（別紙記録例３参照）ものとする。

また、この申出により登記記録に婚姻前の氏をも記録されることとなる者が電子証明書の発行を受けている場合の当該電子証明書の取扱いについては、第３の１（４）イと同様である。

（２）会社以外の法人の役員等

一般社団法人、一般財団法人、投資法人、特定目的会社又は各種法人の代表者（印鑑提出者に限る。）について、（１）と同様の申出をすることができる（改正省令附則第４項）。

この申出に応じてする婚姻前の氏の記録及びこの申出に係る者が発行を受けている電子証明書の取扱いは、婚姻前の氏の記録に係る原因年月日欄に「平成２７年法務省令第５号附則第４項の規定に基づく氏変更申出」と記録（別紙記録例４参照）すべきことを除き、（１）と同様である。

（３）投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合の組合員等

印鑑提出者である投資事業有限責任組合の無限責任組合員等又は有限責任事業組合の組合員等について、（１）と同様の申出をすることができる（改正省令附則第５項）。

この申出に応じてする婚姻前の氏の記録及びこの申出に係る者が発行を受けている電子証明書の取扱いは、婚姻前の氏の記録に係る原因年月日欄に「平成２７年法務省令第５号附則第５項の規定に基づく氏変更申出」と記録（別紙記録例５参照）すべきことを除き、（１）と同様である。